

通学区域外通学許可基準

会津坂下町教育委員会

- 1 この基準は、会津坂下町立小中学校の通学区域に関する規則第3条の規定に基づき、通学区域外の学校を指定(通学区域外入学許可)する場合の基準を示すものとする。

◎ 第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

番号	対象事由	許可学年	許可期間	確認事項(書類)等
1	他の学区へ転居したが、高学年のため、引き続き従前の学校への通学を可とするもの	小学5年以上	小学校卒業まで	
2	他の学区へ転居したが、学期末のため、引き続き従前の学校への通学を可とするもの	小学4年まで	各学期終了まで	
3	入居住宅の増改築工事のため一時他の学区に転居するが、工事完成後再入居するため、従前の学校への通学を可とするもの	小学校全学年	工事完成後再入居まで	工事請負契約書写等の工事完成までの期間を確認できるもの
4	他の学区に新築中で、転居はしていないが、新築地域の学区の学校への通学を可とするもの	小学校全学年	新築地域への転居届けが出されるまで	工事請負契約書写等の工事完成までの期間を確認できるもの
5	病弱により通院等を必要とするため、病院等に近い学校への通学を可とするもの	小学校全学年	医師が必要と認める期間	病院または保健所医師の診断書
6	特別支援学級に入級を必要とし、指定校にその設置がなく、他の特別支援学級設置校への通学を可とするもの	小学校全学年	必要と認められる期間	医師の診断書・心身障害児就学指導審議会の判定書
7	いじめ、登校拒否等により生徒指導上必要と認められる場合	小学校全学年	必要と認められる期間	学校長の意見書
8	その他、学区外通学の必要性が認められる事由がある場合	小学校全学年	必要と認められる期間	その事由を証明することのできる書類(学校長の意見書等)

※ なお、学区外通学許可は、距離的・交通事情等を考慮し、十分通学可能と認められるものについてのみ許可する。